

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 13 日現在

機関番号：32634

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23520998

研究課題名(和文) 在英ネパール人移民の多重市民権をめぐる社会運動と理念、生活実践についての研究

研究課題名(英文) A Study on social movement, ideas and life practices around Nepali immigrants' plural citizenship in the UK

研究代表者

上杉 妙子 (Uesugi, Taeko)

専修大学・文学部・兼任講師

研究者番号：90260116

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円、(間接経費) 690,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、越境公共圏において形成される、多元的かつオルタナティブな市民権概念について解明するために、ネパール人移民により進められている多重市民権法制化運動に焦点を当てた。その結果、以下のことが解明された。多重市民権の法制化をめぐる交渉は、ネパールの脱領土的国民国家への変容をさらに進めつつある。脱領土的国民国家の経済的境界線と政治的境界線はずれている。運動はネパール市民権を再構築しつつある。ネパール市民権と居住国などの市民権/国籍は、ネパールの発展のために異なる役割を果たす相補的市民権として再定義されている。

研究成果の概要(英文)：This study focused on the campaign for legislation on multiple citizenship conducted by Nepali expatriates in order to clarify concepts of plural and alternative citizenship formed in the transnational public sphere. The following are my findings: 1) Negotiations around the legislation of multiple citizenship are further transforming Nepal into a deterritorialized nation-state. 2) The economic boundary lines and political boundary lines of this deterritorialized nation-state (i.e. Nepal) do not accord with each other. 3) The campaign is reconstituting Nepalese citizenship. Citizenship of Nepal and other countries has been redefined as a set of complementary citizenships which have different roles for Nepal's development.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：文化人類学 文化人類学・民俗学

キーワード：市民権 ネパール 英国 多重市民権/国籍 グルカ兵 在外ネパール人協会 移民 軍務

1. 研究開始当初の背景

移民の包摂と排除による市民社会の再編が、世界各地で進行している。このような状況下で注目されているのが、多重市民権ないし多重国籍(以下、「多重市民権/国籍」と略述)である¹。多重市民権/国籍とは、一人の人が保持する複数の国家の市民権ないし国籍である。

1930年のハーグ会議では、全ての人が単一の国家の市民であるべきだということが謳われた。しかし、国境を越える人の移動や国際結婚が増えたこととともない、市民権/国籍の保持者と居住者との間にずれが生じている。そこで、米国やフィリピン、メキシコなどの国家が多重市民権/国籍の保持を容認するようになり、1997年の「国籍についての欧州会議」は、国際結婚に起因する二重市民権/国籍を認めるよう、参加国に求めた。

このような状況を受けて、主に政治学や社会学の分野で多重市民権/国籍が研究テーマとしてとりあげられるようになり、それを題目とする書物も出版されている(たとえば Faist & Kivisto eds. 2007 や Martin & Hailbronner eds. 2003 など)。多重市民権は国家・国民・領土を三要素とする「伝統的な国民国家モデルに対する挑戦」(Castles & Davidson 2000:88)であり、ポストナショナルな市民権の一つのあり方であると見なされている。そして、多重市民権/国籍が国家の主権や安全保障、市民・国民の権利義務に与える影響などが論じられてきた。

しかし、Kivisto (Faist & Kivisto eds. 2007:285)も指摘するように、多重市民権/国籍研究は未だ「幼児段階」であり、多重市民権/国籍の全てが明らかになったというわけではない。たとえば、市民権/国籍をめぐる政治的・社会的状況は国家により大きく異なっているのであるが、議論の焦点は移民を受入れる欧米諸国にかたよっている。そのため、多重市民権/国籍が、非西欧国家の市民権の制度や概念、国家主権、安全保障等に与える影響については、報告も議論も未だ少ない。また、多重市民権/国籍をめぐる移民がどう考え行動するのか、移民の家族・コミュニティの中で具体的に何が起きている

1 「市民権」(citizenship)とは共同体の成員資格である。近代以降、「市民権」を付与する主体は主に国家であり、「市民権」と「国籍」(nationality)の意味内容・権利義務が重なることも多い。そのため、国家の成員資格を表すことばとして、「国籍」を用いる国と「市民権」を用いる国とが混在している。そこで、ここでは、国家の成員資格について一般論を述べる際には、「市民権/国籍」として併記する。なお、英国とネパールの場合、「市民権」を用いているので、両国のいずれかに特定して述べる際には、「市民権」を用いることとする。

のかなどについての、微視的ないし中レベルの基本的データも、少ない。つまり、多重市民権/国籍が、移民の帰属意識や生活戦略、移民コミュニティ、受入社会への移民の統合、送出社会との紐帯の維持にとって、どのような意味をもつのかということについては、十分には解明されていないのである。は Faist (Faist & Kivisto eds. 2007:3)も指摘するように、移民の「権利革命」が、「長期にわたる闘争」の末に実現する傾向があることを考えるならば、移民の視点についての関心が欠落した多重市民権/国籍研究は不十分なものであると言わざるをえない。

2. 研究の目的

以上の研究動向に鑑み、本研究では、多重市民権をめぐる在英ネパール人の社会運動や理念、生活実践等に焦点を当てた。

私は1997年以来、在英ネパール人移民の中でも最大多数勢力を占めるグルカ兵の駐屯地における文化・社会的編成について、研究を行ってきた。グルカ兵とは他国の警察・軍隊等に雇用されるネパール人兵士である。2004年からグルカ兵は、4年間勤務すると英国市民権を獲得することができることとなり、毎年、280名近いグルカ兵とその家族が英国に移住している。その結果、英国ではネパール人コミュニティが成長しつつある。

さらに、英国のネパール人移民たちは、他国に居住するネパール人移民たちとともに在外ネパール人協会(Non-Resident Nepali Association, NRNA)を設立し、多重市民権の法制化に向けて運動を行っている。英国は多重市民権をすでに認めているため、この運動はネパールにおける法制化を目標とするものである。

それと平行して、移民たちは、英国社会でもさまざまなボランティア活動や広報活動を行っている。移民たちはネパールとの紐帯を維持する運動と、英国市民社会に自らを統合する働きかけの双方を、同時進行的に行っているのである。

もちろん、ネパール人の移民コミュニティは決して一枚岩ではない。多重市民権をめぐる、多様な生活実践・戦略がある。たとえば、退役グルカ兵と高カースト・エリート移民とでは、運動に取り組む動機や関与のあり方が異なる。また、夫と子どもが英国市民権を取得する一方で、妻がネパール市民権を保持する家族もある。ネパールの法規が外国籍ネパール人の不動産所有を制限していたために、家族レベルで多重市民権を保持し、ネパール国内に妻の名義で不動産を保有していたのである。

在英ネパール人移民のこのような実践は、ネパール社会や英国社会の周辺にある越境公共圏において、社会の中心部で作られる市民権概念とは異なる、多元的かつオルタナティブな市民権概念を生み出しつつあると言えるのではないかと。多重市民権をめぐる在

英ネパール人移民の運動と理念、生活戦略に焦点を当て、越境公共圏ないし市民社会周辺部において構築される多元的かつオルタナティブな市民権概念についてより深く追究したいと考え、科学研究費を申請した次第である。

3. 研究の方法

(1)本研究では、平成 23 年度から平成 25 年度までの3年間の間に、運動の内容と目的、構成員とその動機、家族構成、職業、市民権取得状況などについてデータを集め、分析を行った。

(2)主な調査は以下のとおりである。

2011年8月16日 8月31日

英国において、在外ネパール人協会の幹部やその他の移民を対象とする面接調査を行い、多重市民権運動の進捗状況や個人の生活史と生活状況、生活戦略、民族ビジネスの越境的な事業展開、二世移民の教育や結婚について情報を集めた。そのほか、ネパール人移民が集住する地方都市を訪れ都市環境を確認し、一部の移民が通うチベット仏教系新興宗教の瞑想道場を訪問した。大英図書館では文献リストを作成した。

2012年8月28日-9月4日

オーストラリアにおいて在外ネパール人協会が開催する「第7回在外ネパール人地域大会 2012: ネパールの繁栄のための投資と変革」(7th NRN Regional Conference 2012: Investment & Innovation for Prosperous Nepal)に参加した。口頭発表と参与観察、インタビュー等を実施した。

2013年3月8日 20日

英国において、在英ネパール人の二重市民権獲得運動についての聞き取り調査及び文献収集を実施した。

在外ネパール人協会・国際調整評議会・副会長であり英国陸軍退役グルカ兵でもある人物から、協会の多重市民権運動と退役グルカ兵の立場について話を聞いた。グルカ旅団ヒンドゥー・チャプレンが主催するホーム・パーティーに出席し、多様な職業についている在英ネパール人移民から市民権についての意見を聞いた。

2013年5月10日 14日

英国において在英ネパール人移民の婚姻儀礼に参加し、聞き取り調査を行った。賓客である在英ネパール人から家族構成や移動の状況について話を聞いた。また、花婿方の賓客である英国陸軍の福利厚生担当者からは、ロンドン東部に居住する退役グルカ兵とその家族の状況について話を聞いた。

2013年6月13日 17日

英国において、在英ネパール人移民の婚姻披露宴に参加した。賓客である在外ネパール人協会の関係者から二重市民権獲得運動の進捗について話を聞いた。また、大英図書館において関連文献の調査・収集を行った。

2013年8月11日

東京で開催された在日ネパール人のチャリティ・ディナーに出席し、日本支部の活動について聞き取り調査を行った。

2013年10月17日 10月25日

ネパールにおいて、第6回在外ネパール人世界会議・在外ネパール人協会国際大会(6th NRN Global Conference & NRNA International Convention 2013)に参加し、聞き取り調査及び文献収集を実施した。

2014年1月21日

大阪市において在外ネパール人協会元会長を対象とした面接調査を実施した。

(3)そのほかにも国内で調査研究を行った。

2012年1月21日

来日中の在外ネパール人協会幹部を対象とする面接調査を実施した。

関連文献と情報の収集を行った。在外ネパール人協会のニュースレターや移民団体・個人のホームページやフェイスブックを閲覧を閲覧し、情報収集を行った。さらに、英国やネパールなどの移民政策と関連法規、経済状況、国連・欧州連合の動向、移出入の現状など、マクロの政治的・社会的状況についても調べ、多重市民権をめぐる運動と理念、生活実践との関連を探るべく努めた。

関連研究会・講演会に出席し、南アジアの政治思想やネパールの政治情勢についての情報収集を実施した。

4. 研究成果

以上の調査研究により、多重市民権法制化運動について以下のことがわかった。

(1)多重市民権法制化運動の背景

1990年代以降のネパールの民主化と11年にわたる内戦は、ネパールの社会と政治に大きな変化をもたらしている。2008年には王制が廃止され、その後、新憲法の制定に向けた制憲議会選挙が2回にわたり行われた。1990年代にはまた、海外渡航が自由化され、ネパール史上未曾有ともいえる人口流出が始まった。今ではネパール市民の1割強がインド以外の外国に在住し、2012年には移民からの送金がネパールのGDPの25%に相当するに至った。2003年には在外ネパール人協会が設立されている。

このようなネパール社会の大変動の過程で、ネパール市民権(国籍)の三方向にわたる拡大が実施ないし議論されている。多重市民権の法制化(ネパール系外国人へのネパール市民権の付与)をめぐる運動と議論はその一つである²。

ではなぜ多重市民権の法制化が議論されることとなったのか。それは、移出民の中から居住国の市民権/国籍を取得する者が出現したからである。現行の国籍法(ネパール市民権法、Nepalese Citizenship Act

2 他の二つは、父母両系血統主義の部分的導入と、タライ地方の無国籍者に対する市民権の付与である。

2063BS (2007AD)、第 10 条)は、外国の市民権 / 国籍を取得したネパール市民はネパール市民権を放棄しなければならないとしている。そこで在外ネパール人協会は 2003 年の設立以来、多重市民権の法制化に向けた運動(「ネパール市民権の継続」運動)を実施している。

(2) 多重市民権法制化運動の概要

在外ネパール人協会の活動

多重市民権法制化運動は、在外ネパール人協会の他の活動とも密接なつながりを持っている。そこで在外ネパール人協会の活動全般について概観しておきたい。

在外ネパール人協会は、ネパールの発展と移出民の福祉の向上を目的とする団体である。その活動は、ネパールにおける教育と医療、老人福祉、インフラストラクチャーの整備、災害救援、女性の人権、ネパール人移出民の保護、輸出と観光産業の振興、ネパールの経済外交の支援など多岐にわたる。ここで注目されるのは、在外ネパール人協会の業務のかなりのものが、政府の業務と重複することである。

さらに、在外ネパール人協会は様々な行事や情報提供を行い、移出民たちに社会生活の場や情報交換の機会を提供している。

在外ネパール人協会と政府との関係

ネパール政府は民間活力の利用や投資に重点を置く経済発展政策を採用しており、2011 年にはネパール投資庁 (Investment Board Nepal) を設立した。このような経済発展政策は、国際援助機関の提案する政策(たとえば The Paris Declaration on Aid Effectiveness (OECD 2005))とも整合性がある。ネパール政府が対内直接投資(FDI)の担い手として期待しているのが、移出民である。そのため、ネパール政府は在外ネパール人協会の活動に一定の理解を示しその活動に協力もしている。また政策諮問委員会には在外ネパール人協会の関係者を加えるなどしてその助言を仰いでいる。

在外ネパール人協会はまた、王制廃止後に勢力を強めた政党政治家に対してロビー活動を行うなどして密接な関係を築いている。

ネパール国内の産業界との関係

在外ネパール人協会は、観光・輸出の振興などの取り組みを通じてネパール商工会議所連盟 (Federation of Nepalese Chambers of Commerce and Industry, FNCCI) その他の経済団体とも協力的な関係を築いている。

市民社会との関係

在外ネパール人協会は人権や医療、教育、福祉の分野で活動を行ったり NGO を支援したりしており、グローバル市民社会及びネパール市民社会とある程度価値観を共有している。しかしながら、在外ネパール人協会はネパールの他の団体と異なり、「エネルギーを有効に活用するために」として、街頭デモなどもあまり行わず、ネパール社会における知名度は高くない。在外ネパール人協会と民主

化以降に育ちつつあるネパール市民社会との関係については不明なことが多く、さらなる調査研究が必要である。

(3) 多重市民権法制化運動の動機

多重市民権運動に加わる移出民の動機や利害関心は、以下に述べるように多様である。

祖国との感情的紐帯 愛国心と責任感、忠誠心

移出民はネパールに対して感情的な愛着をもつ。それと同時に、ネパールの社会的政治的混乱の最中に祖国を離れていることから、ネパールの行く末を案じ、内戦後の国家建設において役割を果たさなければならないという強い責任感を持っている。(その一方で、湾岸諸国の在外ネパール人労働者は、ネパール政府による保護が十分には得られない状況では、祖国に対する義務を果たすことなどできないと主張している。)

ネパールにとっての利益

移出民たちは、自分たちが居住国で獲得した資産や知識、技能、経験などをネパールの発展に役立てることができると主張している。そのためにはネパール市民と同様の完全な政治的かつ経済的権利とビザなし入国の権利とが必要であるとして、それらの権利を要求してきた。

ネパールにおけるビジネス

多重市民権法制化運動は、ビジネスの越境展開に商機を見出す実業家たちにより強く推進されている。2007 年まで、外国人はネパール国内において商業活動を行うことが認められていなかった。

ネパールにおける不動産の所有

2007 年まで、外国人はネパール国内において不動産を所有することができなかった。そこで、移出民は居住国などの市民権 / 国籍を獲得すると、ネパールにおいて保有する不動産を売却するなどしていた。また、ネパールに居住する兄弟姉妹からは、自らの相続権を否定する訴訟を起こされることもあった。そのため、移出民は不動産を所有する権利を要求してきた。

祖国の義務

英国とネパールの国家間協定にもとづいて英国陸軍に雇用され、英国市民権を申請する権利を得たグルカ兵は、ネパール政府にはグルカ兵の多重市民権を認める義務があると主張している。

ネパールにおける政治的影響力の維持

移出民は、政治家が移出民にとって不利な政策を策定することがないように影響を及ぼすために選挙権が必要だと考えている³。チベット = ビルマ語系諸民族である移出民の中には、ネパールにおいてチベット = ビルマ語系諸民族の政治的影響力を維持するためにも自分たちの選挙権が必要だと考えている人がいる。

³ もっとも、移出民の中にも完全な政治的権利を求める人とそうでない人とがいる。

(4) 多重市民権法制化運動がこれまでに達成したこと

在外ネパール人関連法(NRN 法)の制定(2007年)

多重市民権の最初の成功はNRN法が制定されたことにある。NRN法は在外ネパール人の定義を定め、経済的な権利やビザなし入国の権利を与えた。NRN法により在外ネパール人のIDカードを取得した移出民は、一定の背面積の不動産を保有したり、商業活動を行ったり、無税で一定金額を送金したりすることができるようになった。その結果、移出民の中には国境をまたぐ形で商業活動を行う者が現れている。

政治的権利の獲得の遅延

その一方で、政治的権利の獲得はスムーズには進んでいない。

まず、ネパールの司法機関が在外投票を認めるべきであるとする決定を下したものの、2013年の第2回制憲議会選挙にはその実施は間に合わなかった。

さらに、多重市民権については、苦戦を強いられている。第2回制憲議会選挙の前には多重市民権を認めることが憲法草案に書き込まれた。しかし、選挙が終わった今、政権与党は多重市民権の法制化について慎重な姿勢を取っている。政治家がその理由として挙げるのは、ネパール人女性とインド人男性との国際結婚の増加である。インドが二重市民権保持者の選挙権を通して影響力を行使すると、ネパール政治が混乱する可能性がある、政治家は主張するのである。ネパールでは、市民権の拡張に関する議論においてインドの干渉が言及される傾向があるが、多重市民権の法制化をめぐる交渉にもそのことが看取された。

(5) 考察

脱領土的国民国家の形成

移出民の遠距離ナショナリズムとネパール政府の経済成長戦略は、移出民とネパール社会との間の越境紐帯を強化し、ネパールの脱領土的国民国家へのさらなる変容を押し進めている。

脱領土的国民国家への変容の過程において見られる諸現象

1) 経済的境界と政治的境界の不一致

ネパール政府は、移民への経済的権利の付与について概ね肯定的であり、そのことはネパール経済の脱領土化をさらに進めている。NRN法は外国資本とネパール人資本の境界線を引きなおした。今や、NRN法により再定義されたネパール人資本が、領域国家の国境線を越えて移動している。在外ネパール人である実業家の関与という新たな形をとって、ネパール経済と世界経済は結びつくこととなったのである。ネパール経済のグローバル化は従来、観光産業や国際援助との関わりで論じられることが多かったが、移出民への経済的権利の付与はグローバル化にもう一つの道筋をつけたといえよう。

その一方で、移民に対する政治的権利の付与については、政治家は慎重である。彼らはネパール政治の脱領土化に抵抗し政治を再領土化している。ネパールの政治的脱領土化の歩みは緩慢である。

要するに、経済の脱領土化と政治の脱領土化は同程度には進行していないのであり、脱領土的国民国家ネパールの経済的国境線と政治的国境線は一致しない。このような脱領土的国民国家の境界線の曖昧さが存在する限り、移出民の多重市民権運動は続くこととなる。

2) 私的な商業活動の公的事業への変形

移出民の実業家は、ネパールへの忠誠心の証としてインフラストラクチャーの整備などに投資すべきであると強く勧奨されている。脱領土的国民国家ネパールでは、投資という私的な経済活動が、国家建設と発展のための公共事業として位置づけられている。

3) 政府の業務の民間化と非政府団体の政府化

在外ネパール人協会は、政府が行うべき業務や役割(教育や医療、福祉、経済外交の補助、在外国民の保護、観光産業や輸出の振興など)を引き受け、政府の外郭団体であるかのように機能している。その結果、政府はこれらの業務に伴う財政的・人的負担を免れている。

市民権の再構成

多重市民権法制化運動の結果、ネパール市民権は再構成されつつある。

1) 多重市民権法制化運動は、出自や居住のみならず、忠誠心や責任、技能、知識、経験、財力、投資、発展への貢献といった観点から、ネパール市民権を再定義するものである。

2) その際、用いられるのは「義務の言説」である。ネパールにおけるマイノリティの社会包摂を目指す社会運動は権利を主張することが多いが、多重市民権法制化運動はそれとは異なる市民権概念を提出していると言える。

3) 運動では、民族・カーストの多様性を前提としつつも、その多様性を超える汎ネパール人アイデンティティが育まれつつある。しかしながら、移出民の生活状況や社会・経済的階層、政治的志向、民族/カースト帰属、動機は極めて多様であり、そのことは、多様な移出民を統合された主体にまとめ上げるという課題を、在外ネパール人協会に突き付けている。

4) 多重市民権運動は、市民権の構造を再構成している。多重市民権/国籍保持者にとって、居住国などの市民権/国籍とネパール市民権は、決して等価のものではなく、それらはネパールの発展や自らの事業の展開を実現するために異なる役割を果たす相補的な市民権として概念化されている。多重市民権/国籍保持者にとって外国の市民権/国籍とは、様々な資

源を獲得する装置であり、ネパール市民権とはそれらの資源をネパールに注入するための装置である。個々の市民権/国籍はもはやオールインワンの万能な装置ではなく、相補的な市民権/国籍のセットを構成するパーツとして位置づけられる。

(6) 結論

多重市民権の法制化をめぐる交渉は、ネパールの脱領土的国民国家への変容を進めつつある。しかし、脱領土的国民国家の経済的境界線と政治的境界線はずれており、運動は境界線の曖昧さをめぐり展開している。運動はネパール市民権を再構築しつつある。ネパール市民権とその他の市民権は、相補的市民権のセットを構成し、祖国への発展への貢献という観点から再定義されているのである。

引用文献

Castles, S. & A. Davidson 2000. *Citizenship and Migration; Globalization and the Politics of Belonging*. Basingstoke: MACMILLAN.

Faist, T. & P. Kivisto (eds.), *Dual Citizenship in Global Perspective: From Unitary to Multiple Citizenship*, Basingstoke: Palgrave Macmillan

Martin, D. A & K. Hailbronner (eds.) 2003. *Rights and Duties of Dual Nationals*, The Hague: Kluwer Law International

OECD 2005. *The Paris Declaration on Aid Effectiveness and the Accra Agenda for Action*.

<http://www.oecd.org/development/effectiveness/4428351.pdf>

Accessed 12 April 2014.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

上杉妙子「移民の軍務と市民権 1997年以前グルカ兵の英国定住権獲得をめぐる電子版新聞紙上の論争と対立」『国立民族学博物館研究報告』(査読有り)38(4)、555-605ページ。2014年3月31日刊行

上杉妙子「マーシャル・レイスの身体による境界作業と民軍関係 旧英領インド陸軍・英国陸軍の現地人・外国人兵士の徴募・人員管理政策と通婚規制」、『共同研究 多民族社会における宗教と文化』(宮城学院女子大学キリスト教文化研究所、査読無し) No.15, 3-23ページ。2012年3月31日刊行

〔学会発表〕(計6件)

UESUGI Taeko "Living Dual Ties: Non-resident Nepalis' Campaign for Multiple Citizenship Legislation," The 7th NRN Regional Conference 2012: Investment & Innovation for Prosperous Nepal (The Menzies Sydney, Australia). August 30, 2012. (*The 7th NRN Regional*

Conference Sydney 2012: Investment & Innovation for Prosperous Nepal: Souvenir (発表要旨集)の165ページに発表要旨を掲載)

上杉妙子「マーシャル・レイスの身体による境界作業と民軍関係 英軍・グルカ兵の徴募・人員管理政策と自主的通婚規制」、『日本文化人類学会第46回研究大会(広島大学)、2012年6月23日(『発表要旨集』60ページに発表要旨を掲載)

〔図書〕(計5件)

椎野若菜編『シングルの人類学1 境界を生きるシングルたち』人文書院、2014年3月10日刊行。総ページ数:280ページ。(担当部分: 上杉妙子「独身/既婚兵士の男性性 19世紀の植民地インドにおける英国人兵士を事例として」、207-224ページ。

田中雅一・福浦厚子編『軍隊がつくる社会/社会がつくる軍隊 2 韓国レポート』(平成20-23年度文部科学省科学研究費基盤研究(B)(一般)(研究課題:「アジアの軍隊にみるトランスナショナルな性格に関する歴史・人類学的研究」、研究代表者:田中雅一京都大学人文科学研究所教授)報告書)。京都大学人文科学研究所、2012年3月30日刊行。総ページ数:iii+176ページ。担当部分: 上杉妙子「在韓米軍基地拡張の現場にて 韓国平澤市のフィールドワーク」、14-23ページ。上杉妙子「戦場ツアーに見る国境地帯の表象 『DMZ&板門店同時ツアー』の通時的比較」、24-40ページ。

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)
なし

取得状況(計0件)
なし

〔その他〕

上杉妙子「イギリスで暮らすグルカ兵」、文京学院大学外国語学部英語コミュニケーション学科『現代アジア研究(南アジア)』(授業内特別講師)2012年6月28日。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

上杉 妙子 (UESUGI Taeko)
専修大学・文学部・兼任講師
研究者番号: 90260116

(2) 研究分担者

なし()

(3) 連携研究者

なし()